

東白川村 全村民の皆さまへ

みなさんお変わりありませんか。

政府は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間を延長いたしました。

日本全体の動きとして、都市部から人の流れで都市部以外にも感染が広がり、クラスター感染が起き始めました。患者数も増えており、医療が機能不全に陥る可能性が極めて高いため、先手先手の対策を打つ必要があります。

政府の発表では、岐阜県への緊急事態措置の対象地域指定は5月31日まで延長されることとなりました。これまで同様に「特定警戒都道府県」として、外出自粛、施設の利用制限、在宅勤務や時差出勤など感染症予防措置を講じていくこととなりました。

緊急事態措置の対象地域指定は延長となりましたが、制限されていたうちで緩和されたこともあるため、お知らせいたします。(裏面)

皆様には、しばらく間、閉塞感のある時間をお過ごしいただくこととなりますがご理解、ご協力をお願い申し上げます。

令和2年5月7日

東白川村長 今井俊郎

特別定額給付金

ひとり10万円を給付する国の特別定額給付金を村が窓口となって受け取り事務を始めさせていただきます。スケジュールは下記のとおりです。

- ・申請書発送／5月12日
- ・受付開始／5月14日から
- ・第1回支払／5月22日から
- ・受付場所／郵送以外に村民センター2階のわくわくスポットです。
- ・受付期間／5月14日から8月13日までの3ヶ月間です。

おべんとう券について

おべんとう券を利用していただけましたでしょうか・・・

この券の利用にあたって次のことをお願いします。

- 1) 弁当1つにつき、おべんとう券1枚の利用をお願いします。
- 2) 弁当の配達は1つから注文していただけます。

村ではわずかですが配達料を上乘せして助成をしています。

おべんとう券の利用は5月31日までです。

子育て世帯への臨時特別給付金が支払われます

児童手当の支給を受けている方を対象として、児童一人につき10,000円が交付されます。

支給時期は6月10日の予定で、児童手当に含めて支払われるため、改めての申請は不要です。

5月7日から変更になったこと

1) 岐阜県が休業要請した場合の協力金

岐阜県が4月18日付けで休業要請した遊興施設、飲食店、物産販売施設、居酒屋等は、これまで同様に休業要請されますが、50万円の協力金は支給されません。

2) 東白川村が休業協力依頼をした場合の協力金

東白川村が4月23日付け他で休業協力依頼をした屋外レジャー施設、ペット美容室などは、これまで同様に協力依頼をしますが、村からの協力金は支給されません。

3) 小・中学校の運動場、総合グラウンド、地域運動場の封鎖解除

これまで閉鎖をしていました上記運動施設を解除いたします。但し、これは個人が走ったり散歩をしていただくための開放で、団体やグループで球技やレクリエーションを行うための開放ではありませんのでご了解ください。

引き続き変わらないこと

1) 学校の休校の延長

東白川小学校、中学校は、5月31日まで休校を延長します。

2) 保育園の休園

みつば保育園は、5月31日まで休園します。但し、保育ができない家庭を対象に一部の保育を引き受けます。

3) 岐阜県の休業要請

岐阜県が4月16日付けで休業要請した遊興施設、飲食店、物産販売施設、居酒屋等は引き続き、休業または時短営業の要請がされています。

4) 東白川村の休業協力依頼

東白川村が4月18日付けで休業協力依頼をした屋外レジャー施設、ペット美容室などは、引き続き休業の協力依頼をします。

5) 会議やイベントの中止

村が主催するイベントや不特定多数が集まる集会などは原則開催いたしません。(5月17日開催の河川清掃は中止します。)

6) 施設の封鎖

はなのき会館、別館、中川原水辺公園、防災センター駐車場、つちのご公園、瀬音公園、はなのき公園、はなのき会館、五加コミュニティ消防センター、越原コミュニティ消防センター、越原上ヘリポート、親田ヘリポート、母樹林公園、親田農村公園、中通農村公園、大明神農村公園

新型コロナウイルス感染症 総合相談窓口をご利用ください

電話 **090-2681-1881**

- ・ 運転資金、雇用問題に関すること
- ・ 収入の減少、生活費、仕送りや教育費に関すること
- ・ 納税、使用料納付に関すること
- ・ 健康、体調管理に関すること
- ・ 買い物や交通手段に関すること
- ・ 人付き合い、不安、心配ごとに関すること
- ・ 農業や林業などに関すること
- ・ 介護、保育、教育、通学に関すること

※漠然としたお悩みでも結構です。とにかくご相談ください。